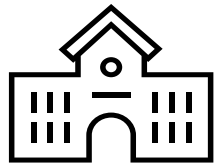


- 国際卓越研究大学とJSTとの間では、以下の3つの資金の流れが発生することになる。
 - ① 大学が文部科学大臣から認可された体制強化計画を実行するため、国際卓越研究大学法第7条に基づきJSTから大学に対して「**国際卓越研究大学研究等体制強化助成**」を拠出する。
 - ② JSTが運用元本の増強について国際卓越研究大学からの協力を得るため、体制強化計画に基づき、**大学からJSTに対して出えん金を拠出**する。
 - ③ 国際卓越研究大学としての助成期間終了後に、大学の独自基金の増強等に充てるため、**JSTから大学に対して出えんした金額を上限として払い戻し**を行う。
- このうち①については、令和6年度から国際卓越研究大学への助成を実施することを踏まえると、来年度に向けて具体的な会計手続きについて方針を定める必要がある。

国際卓越研究大学



寄附金等の外部資金
から独自基金を造成

大学独自基金

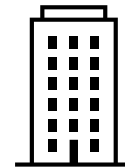
③ 資金拠出分

① 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき
運用益の範囲内で助成
(外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定)

② 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき、資金拠出

③ 助成期間終了後に資金拠出額を上限に払い戻し
(大学独自基金に組み入れ (運用益の用途は、
国際卓越研究大学法第5条第2項第2号に限定))

科学技術振興機構(JST)



○ 大学ファンドの運用原資を、国際卓越研究大学からの資金拠出によって増強

大学ファンド

② 資金拠出分

JSTから国際卓越研究大学への助成に関する会計処理（案）

- 国際卓越研究大学研究等体制強化助成（以下「体制強化助成」という。）については、運営費交付金や補助金等、寄附金といったものに該当しないところ、一般的にこれらに該当しないものは雑収入と同様に受領した期の収益として処理することになる。
- 他方で、体制強化助成については、国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）に掲げる取組を実施するために資金拠出されており、負債性を有しているものであることから、受領した期の収益として処理されないようにするなどのために特例を設ける必要がある。
- その際、体制強化助成については、公募要領上、運営費交付金のように用途を限定しないものではないこと、また、補助金等のように補助機関による執行管理がないことが示されていることに鑑み、以下のような特例措置を設けることとする。
- 具体的な特例措置としては、以下のとおり規定する。
 - ・ 受領した時点では体制強化助成を債務として負債に計上すること
 - ・ 体制強化計画に掲げる取組に充てるための費用が発生した時点で当該費用に相当する額を体制強化助成の債務から収益に振り替えること
 - ・ 体制強化助成によって固定資産を取得した場合には、取得価額全額について、資本剰余金への振り替えか、債務の収益化によって処理する。
- なお、公募要領上、体制強化助成の用途については、各大学が適切に説明責任を果たしていくことが求められることから、附属明細書として、新たに「体制強化助成の明細」を作成することとする。

(参考) 国際卓越研究大学制度に関する公募要領

○国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する公募要領（抄）

(8) 助成金の使途等

助成金の用途として支出できる経費は、各大学の自律性とその責任の下、体制強化計画に掲げる取組（基本方針三2（2）イ～ホに掲げる事項）に係るもの全般です。なお、毎年度の助成金を、大学の独自基金に直接積み立てることは想定していません。ただし、助成金を用いて大学ファンドへの資金拠出（出えん）を行い、助成終了後に払い戻された資金を大学独自基金に組み込むことは可能です。また、期末（マイルストーン）評価の期間をまたぐケースを除き、JSTの事前の関与を受けることなく各大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができることとします。

大学ファンドからの助成については、配分元であるJSTにおいてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても、体制強化計画との適合性の確保を前提として、原則としてJSTの事前の関与を受けることのない助成形態とします。そのため、使途については、各大学が適切に説明責任を果たす必要があることに留意してください。文部科学省としても、使途報告の概要を速やかに公表し、事後的な透明性の確保を図ることとしています。詳細は実施方針を確認してください。

(9) 体制強化計画の変更

体制強化計画を変更する際には、法第5条第6項及び第7項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受ける必要がある点に留意してください。

(10) 助成の終了

体制強化計画に基づき、助成を実施するため、(5)の体制強化計画の期間が終了した際に助成は終了します。また、体制強化計画の期間内であっても、目標を達成した場合には、助成を終了することがあります。

また、国際卓越研究大学の設置者が法第11条第1項各号のいずれかに該当したときに、文部科学大臣は、法第11条の規定に基づき、体制強化計画の認可を取り消すことができることとしており、その際には、助成は終了します。

体制強化計画の期間中に各大学から大学ファンドに資金拠出された出えん金は、寄附金の性質を有するものであり本来的には出えん者に払い戻すことは予定されませんが、助成が終了したときは、出えんを募った際の条件に基づき、出えんした額を上限に、払い戻し時点の大学ファンドの純資産における出えん金の割合等に応じて払い戻し金額を決定し、段階的に払い戻します。なお、払い戻しを行えるのは、大学ファンドの自己資本比率が別途定める予定の自己資本比率を超えている場合に限りです。